

平成 24 年度 第 1 回年金業務監視委員会 議事要旨

1 日時 平成 24 年 4 月 23 日（月）17:00～18:00

2 場所 中央合同庁舎第 2 号館 9 階 第 2 研修室

3 出席者

（委員会）郷原委員長 高山委員長代理 片桐委員 岸村委員 吉山委員

（総務省）加賀谷総務大臣政務官

新井行政評価局長 井波年金業務監視委員会事務室長 三宅総務課長

平野評価監視官 河合評価監視官

（厚生労働省）今別府年金管理審議官 塚本事業企画課長 中村事業管理課長

尾崎年金記録回復室長

（日本年金機構）紀陸理事長 薄井副理事長 矢崎理事 松田理事 野口経営企画部長

本田財務部長 伊原記録問題対策部長 阿蘇国民年金部長

岡村厚生年金保険部長

4 議事次第

○厚生労働省・日本年金機構からのヒアリング

- ・日本年金機構平成 24 年度計画について
- ・平成 24 年度予算の詳細について

5 会議経過

○ 議事に先立ち、加賀谷政務官から、以下の趣旨の挨拶があった。

- ・ 議員になった頃、年金問題は大きなテーマであり、それ以降、大変関心を持ってきた。
- ・ 年金業務監視委員会では、年金業務に関する様々な事柄を議論していると聞いている。特に「運用 3 号」問題については、「運用 3 号」通知を廃止して、必要な立法措置を講ずべきとの委員会の意見を受けて、厚生労働省が国民年金法の改正法案を国会に提出しており、この委員会が非常に大きな役割を果たしたものと考えている。
- ・ 年金に対する国民の信頼を回復することは重要な課題であり、日本年金機構と厚生労働省の年金業務の実施状況を監視するこの委員会の活動は非常に重要であると考えており、活発な審議を期待している。

(1) 日本年金機構平成 24 年度計画について

○ 日本年金機構から、資料に基づき、日本年金機構平成 24 年度計画についての概要説明があった。

上記の説明に対し、以下のような意見、質疑応答があった。

- ・ 4 月からねんきん定期便が「はがき」になったが、「はがき」は手に取って見やすいので、非常に良い。また、封書で郵送する節目年齢（35 歳、45 歳、58 歳）のねんきん定期便についても、改善の余地はあるが、分かりやすくなってきたと思うとの意見があった。

- ・ 厚生年金の届出において、年金機構で発見した事業主の記載ミスの件数について昨年度の実績を教えてください。また、ねんきん定期便を送付後、自分の記録が間違っているのではないかという問い合わせや相談の件数及び処理した件数を教えてくださいという質問に対して、事業主の記載ミスについては、明らかなミスでなければ年金機構では分からないために件数は取っておらず、回答は難しいが、ねんきん定期便を契機とする問い合わせ件数等については、整理して示したいとの回答があった。また、ミスの防止には、電子申請や電子媒体での届出が有効であり、届出書の電子化に全力を挙げていきたいとの回答があった。
- ・ 今後の記録の正確性確保対策については、事業主や年金事務所における間違いや被保険者本人の勘違いが起り得る中で、毎年、一つ一つ確認していくことが大事であり、そういうことをしていかないと、正しい記録を維持管理できないと思っているとの意見があった。
- ・ 滞納処分をした後に債権放棄をした保険料（不納欠損となった保険料）が1年間でどのくらいあったのか、金額ベースで教えてくださいとの質問に対して、平成20年度は240億円、21年度は350億円、22年度は610億円、23年度は取りまとめ中であるとの回答があった。また、不納欠損が増加している理由として、年金記録問題への対応のために不納欠損処理に必要である事業所の財産調査を行えなかったが、現在は、業務が正常に復しつつある状況であることが挙げられるとの回答があった。
- ・ 厚生年金の場合は、滞納しても受給権が確保されているが、不納欠損となった保険料に対する給付予定額の推計をいずれかの時期に教えてくださいとの要望があった。
- ・ 差押えの件数は増えているのか、また、差押えによって回収できた金額はどのくらいか教えてくださいとの質問に対して、件数は前年同月比で3,700件、20パーセントの増加であるが、金額については改めて報告したいとの回答があった。
- ・ 国民年金の納付率について、どのように目標を達成するのかという質問に対して、基本的には、被保険者の属性（所得状況、滞納期間等）に応じて対策を立てており、所得水準が高く、滞納期間が長い者には強制徴収を行っているが、今後は、催告状の送付対象を拡大していくことを考えているとの回答があった。

(2) 平成24年度予算の詳細について

- 日本年金機構から、平成24年度予算の詳細について、資料に基づき、説明があった。

上記の説明に対し、以下のような意見、質疑応答があった。

- ・ 資料2、1ページの「支出」欄にある「記録問題対策経費」の「人件費」と「人件費」は、具体的にどのように区分しているのかという質問に対して、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ業務などの記録問題対策に係る人件費とそれ以外の年金業務に係る人件費とに整理しているとの回答があった。

- ・ 上記「記録問題対策経費」の「人件費」は、准職員の人件費ということだが、「雑給」の有期職員とはどのように違うのかとの質問に対して、准職員は、正規職員並みの仕事をするという位置付けであり、「雑給」の有期職員であるアシスタント等とは違い、処遇面では正規職員に近いとの回答があった。また、准職員は有期であることが正規職員との大きな違いであるとの回答があった。
- ・ 記録問題が解決した際は、記録問題対策の准職員は通常業務を担当するのか、あるいは契約が終わるといことになるのかという質問に対して、雇用契約が切れるのが基本だが、個々の職員として見た場合、正規職員への登用制度もあるとの回答があった。
- ・ 厚生年金の適用勧奨は、一律に行う方針なのかという質問に対して、文書勧奨や電話勧奨については、現在把握している全ての未適用事業所に対して行うが、年金機構職員による訪問勧奨は、費用対効果の面から、人数の多い事業所をリストアップして優先して行っていくとの回答があった。
- ・ 国民年金の収納関係に大きなコストを掛けているが納付率が悪く、年金機構の方でどれだけ頑張ってもなかなかうまくいかない部分だと考えると、これは制度の問題だと思う。厚生労働省では、国民年金保険料の徴収について、どのように考えているのかという質問に対して、今回、国会に提出した法案の中でも免除の対象期間を拡大するなど制度的な面での取組を進めており、今後、更にこうした取組を考えていく必要があるとの回答があった。また、被保険者の属性に応じた取組を進めるためには、所得情報を把握する必要があるが、将来、マイナンバー制度ができたときには、自治体から情報を得て活用していくことを考えているとの回答があった。

○ 次回委員会の開催日程は、今後調整予定。

(注) 速報につき、訂正の可能性あり。

(文責 年金業務監視委員会事務局)